

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）

事業所名	うきま幸福苑ブレッド&バター	事業所番号	1311700916
住 所	東京都北区浮間5-13-1	管理者名	藤井 綾子
電話番号	03-5914-1371	対象年度	令和6年度

(Ⅰ) 労働時間				(Ⅳ) 支援力向上(※)			
①1日の平均労働時間が7時間以上			65	①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会			15
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満				参加した職員が1人以上参加している		○	
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満		○		②研修、学会等又は学会誌等において発表			
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満				1回以上の場合			
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満				③視察・実習の実施又は受け入れ			
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満				いずれか一方のみの取組を行っている		○	
⑦1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満				④販路拡大の商談会等への参加			
⑧1日の平均労働時間が2時間未満				1回以上の場合		○	
①90点 ②80点 ③65点 ④55点 ⑤40点 ⑥30点 ⑦20点 ⑧5点				⑤職員の人事評価制度			
				人事評価結果に基づき定期に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している		○	
				⑥ピアサポーターの配置			
				ピアサポーターを職員として配置している			
				⑦第三者評価			
				過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している		○	
				⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等			
				都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるものの認証を受けている			
				小計(注2)		5	点
				(※) 8項目の合計点に応じた点数 (注2) 5以上:15点、4～3:5点、2点以下:0点			

(Ⅱ) 生産活動				(Ⅴ) 地域連携活動			
①過去3年の生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う資金の総額以上		○	60	①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会			15
②過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う資金の総額以上				参加した職員が1人以上参加している		○	
③過去3年の生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが前年度に利用者に支払う資金の総額以上				②研修、学会等又は学会誌等において発表			
④過去3年の生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが前々年度に利用者に支払う資金の総額以上				1回以上の場合			
⑤過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う資金の総額未満				③視察・実習の実施又は受け入れ			
⑥過去3年の生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う資金の総額未満				いずれか一方のみの取組を行っている		○	
①60点 ②50点 ③40点 ④20点 ⑤-10点 ⑥-20点				④販路拡大の商談会等への参加			
				1回以上の場合		○	
				⑤職員の人事評価制度			
				人事評価結果に基づき定期に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している		○	
				⑥ピアサポーターの配置			
				ピアサポーターを職員として配置している			
				⑦第三者評価			
				過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している		○	
				⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等			
				都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるものの認証を受けている			
				小計(注2)		5	点
				(※) 8項目の合計点に応じた点数 (注2) 5以上:15点、4～3:5点、2点以下:0点			

（Ⅲ）多様な働き方（※）				（Ⅴ）地域連携活動			
①免許・資格取得、検定の受検動員に関する制度			15	地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している		○	10
就業規則等で定めている				1事例以上ある場合：10点			点
②利用者を職員として登用する制度				（Ⅵ）経営改善計画			
就業規則等で定めている		○		経営改善計画の提出を求められていない。または、経営改善計画の提出を求められているが、指定された期日までに提出している。		○	0
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律				期限内に提出していない場合：-50点			点
就業規則等で定めている				（Ⅶ）利用者の知識・能力向上			
④フレックスタイム制に係る労働条件				前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表している。		○	10
就業規則等で定めている		○		1事例以上ある場合：10点			点
⑤短時間勤務に係る労働条件							
就業規則等で定めている		○					
⑥時差出勤制度に係る労働条件							
就業規則等で定めている		○					
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度							
就業規則等で定めている		○					
⑧傷病休暇等の取得に関する事項							
就業規則等で定めている		○					
小計（注1）		6	点				
（※）8項目の合計点に応じた点数（注1）5以上：15点、4～3：5点、2点以下：0点							

項目	点数							
労働時間	5点	20点	30点	40点	55点	65点	80点	90点
生産活動	-20点	-10点	20点	40点	50点	60点		
多様な働き方	0点	5点	15点					
支援力向上	0点	5点	15点					
地域連携活動	0点	10点						
経営改善計画	0点	-50点						
利用者の知識・能力向上	0点	10点						



合計
175
点 / 200点